

新発田市補装具費の代理受領に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項に規定する補装具費（以下「補装具費」という。）を補装具費支給申請者に代わり補装具業者が代理受領をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補装具 法第5条第26項に規定する補装具をいう。
- (2) 補装具費支給申請者 法第76条第1項に規定する申請を行う者をいう。
- (3) 補装具業者 補装具の販売、貸付け又は修理を行う事業者をいう。
- (4) 代理受領 補装具費支給申請者の委任に基づき、補装具費支給申請者に代わり補装具業者が補装具費を市長に請求し、支払を受けることをいう。

(登録の申請等)

第3条 補装具費を代理受領しようとする補装具業者は、事業所ごとに補装具費の代理受領に関する登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、審査の上、適当と認めるときは、これを登録し、補装具費代理受領事業者登録決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(登録事業者の責務)

第4条 前条の規定により登録された補装具業者（以下「登録事業者」という。）

は、関係法令及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補装具費支給対象者の心身状況、介護者の状況、生活環境、補装具に関する希望を勘案し、適切な補装具を販売し、貸し付け、又は修理すること。
- (2) 販売、貸付け又は修理をする補装具の内容及び費用等について、十分な説明を行うこと。
- (3) 補装具の引き渡し後において、災害等による毀損、使用者の過失による破損、生理的変化若しくは病理的変化により生じた不適合又は目的外使用若しくは取扱不良により生じた破損若しくは不適合を除き、引き渡し後9箇月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担において改善すること。
- (4) 業務上知り得た個人情報をも補装具の販売、貸付け、修理又は補償以外の目的のために、利用し、又は第三者へ提供しないこと。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定める合理的配慮の提供を行うこと。

（登録事項の変更の届出）

第5条 登録事業者は、登録事項に変更があったときは、速やかに補装具費代理受領事業者登録変更届出書（別記第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該事業を廃止するときは、廃止する日の60日前までに補装具費代理受領事業者登録廃止届出書（別記第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

（報告の求め等）

第6条 市長は、補装具費の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問若しくは照会をすることができる。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を

取り消すことができる。

(1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。

(2) 前条に規定する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求めに応じず、又は同条の質問若しくは照会に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(3) 補装具の販売、貸付け又は修理に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(4) 第4条に規定する責務を遵守しなかったとき。

(5) その他市長が登録を取り消すことが相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、補装具費代理受領事業者登録取消通知書（別記第5号様式）により、当該登録事業者に通知するものとする。

（代理受領の手続等）

第8条 登録事業者は、補装具費支給申請者との契約により補装具の販売、貸付け又は修理を行ったときは、当該申請者からの委任に基づき、当該申請者が支払うべき当該補装具の販売、貸付け又は修理に要した費用について、補装具費として支給されるべき額の限度において、代理受領をすることができる。

2 前項の規定により代理受領がなされたときは、補装具費支給申請者に対し補装具費の支給があったものとみなす。

第9条 補装具費支給申請者は、代理受領を希望するときは、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状（別記第6号様式）を登録事業者を経由して市長に提出しなければならない。

2 補装具費支給申請者は、代理受領に当たっては、補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部として、登録事業者の利用者負担額を支払わなければならない。

3 登録事業者は、利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費

支給申請者に対し、領収書を交付しなければならない。

- 4 登録事業者は、市長に対し補装具費を請求するときには、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状に新発田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成20年新発田市規則第9号）第26条第1項に規定する補装具費支給券を添えて請求しなければならない。
- 5 市長は、登録事業者から補装具費の請求があったときは、速やかに審査の上、支払うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補装具費の代理受領に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月30日から施行する。